

# 福島県内大学図書館連絡協議会誌

## 第 20 号

◇第 35 回 福島県内大学図書館連絡協議会総会議事録 福島県立医科大学 1 号館カンファランス	.....	1
◇第 25 回 福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会報告 福島大学附属図書館	.....	3
◇相互利用参加館（公立図書館）紹介 「新地町図書館の紹介」 主任主査兼管理係長兼司書 目黒 美千代	.....	4
福島県内大学図書館連絡協議会会則	.....	6

令和元年 6 月



## 第 35 回福島県内大学図書館連絡協議会総会 議事録

日 時 : 平成 30 年 7 月 13 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 30  
場 所 : 福島県立医科大学 1 号館カンファランス 1  
出 席 : 13 館 18 名

### 開 会

あいさつ 平成 30 年度幹事館 福島県立医科大学附属学術情報センター  
センター長 黒田直人

### 議長選出

平成 30 年度幹事館の福島県立医科大学附属学術情報センターが議長に選出された。  
協議に先立ち、参加者の自己紹介及び各館近況報告がなされた。

### 1 報告事項

#### (1) 平成 29 年度事業報告

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき報告があった。

### 2 協議事項

#### (1) 平成 29 年度会計報告(案)

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき報告があり、会計監事の福島県立医科大学学術情報センターより監査報告がなされ、原案のとおり承認された。

#### (2) 平成 30 年度事業計画(案)

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

#### (3) 平成 30 年度予算(案)

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。参加者より予算(案)の項目について、比較対象としては昨年度の決算額よりも予算額の方がわかりやすいのではないかと、との参考意見が出された。

#### (4) 当年度会計監事の選出について

常任幹事館の福島大学附属図書館より福島県立図書館に依頼したいと提案があり、了承を得た。

### 3 承合事項

#### (1) 著作権侵害防止の取り組みについて(提案館：福島大学附属図書館)

福島大学附属図書館より提案理由について説明があり、各館からの事例報告に対する質疑応答がなされた。また、著作権法に則った複製の周知徹底や自炊業者等に対して安易にアプローチしない等、著作権法に抵触する等のトラブルが顕在化する前の教育の必要性、セミナーや研修等での情報共有と意見交換が重要であるとの意見が出された。

### 4 その他

#### (1) 平成 30 年度福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会について

福島県立医科大学附属学術情報センターより、平成 30 年度の担当地区である福島地区で日程等を検討し、後日案内すると説明があった。

#### (2) 次期年度幹事館について

総会資料の幹事館一覧により、日本大学図書館工学部分館が担当することを確認し、同館よりあいさつがあった。



### 閉 会

閉会后、平成 30 年度幹事館である福島県立医科大学附属学術情報センターの見学が希望者(12名)に対して行われた。

総会の様子



見学会の様子

## 第 25 回 福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会報告

第 25 回 福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会は、平成 30 年 11 月 2 日（金）、福島大学を会場に 15 館（公立図書館含む）27 名参加のもと、外部講師をお招きして、「図書館の現場における著作権」をテーマとして開催しました。（資料非公開）

福島大学附属図書館

## 相互利用参加館 新地町図書館の紹介

新地町図書館

主任主査兼管理係長兼司書 目黒 美千代

新地町は福島県の太平洋岸最北端に位置し、面積 46.35 km<sup>2</sup>、人口 7,961 人の町です。

町内には、新地貝塚・三貫地貝塚・新地城を始めとした多くの史跡が分布し、各年代ごとに特色ある歴史を築いております。明治 5 年には人材育成の重要性を洞察した目黒重真らにより、学制発布に先立ち観海堂が設立されました。震災により観海堂は流失してしまいましたが、その理念は今もなお受け継がれています。東日本大震災の津波により、町の三分の一の面積が甚大な被害を受けましたが、今年度は海釣り公園の再開、震災後初の海開き、夏の海のイベント「遊海（ゆかい）しんち」が復活します。町のシンボル鹿狼山（かろうさん）への登山と併せ、自然を満喫できる観光にも期待が寄せられています。

平成 9 年度に保健センターとの複合施設として新地町図書館が開館しました。床面積 1,542 m<sup>2</sup>、蔵書 8 万冊、座席数 52 席と少ないながら、畳・絨毯・ソファ・幼児テーブルの各コーナーがあり、編集室・視聴覚室兼展示室、CD・DVD 視聴コーナーも備え、コンパクトながら、小さなお子さんから図書館の閲覧をしながらゆったりくつろぎたいご年配の方まで、どの年代にも優しく対応できる読書環境が整備されています。



2F が図書館

当館では「新地町子ども読書推進計画」に基づき、学校・保育所・児童館・保健センター・ボランティア活動者と連携し、子どもの読書推進活動を行っております。学校との連携には特に力を入れ、司書が毎月全小学校図書館を訪問し、先生や学校図書館支援員との意見交換・作業のサポート等を行っております。また、支援員と町図書館が連携して本の準備をすることで、先生方が学校にいながら町や県立図書館の本を授業で活用できる態勢を整えています。さらに、各クラスに「新地町図書館コーナー」を設置し、毎月本の入れ替えを行い、時間のない現代の子どもたちが常に町の図書館の本を利用できる環境づくりに努めています。



カウンターから見た館内風景



達成ハンコを押すのも楽しみの一つ

春の子ども読書週間には、保育所・小中高校をとおして全生徒に図書館案内や読書ラリー用紙などを配布し、ラリー達成者には図書館来館時に賞状と記念品を贈呈します。また、夏休み直前には遠方の小学校では「夏休み特別個人貸出」（移動図書館）を行い、夏休み中に本を返却に来館してもらうなど、“家族で図書館に来るきっかけを作る事業”を多数実施しています。

各小学校で行われる就学前検診の時には、保護者へ行く教育長の講話の後に、司書が「子どもの成長と読書」に関して話す時間を設けています。検診が終わった児童へ絵本の読み聞かせや本の貸出なども行い、“子どもたちの一番近くにいる保護者や先生方へ読書の大切さを伝える事業”も実施しています。



当館職員による保護者への講話



正解者には明大キャラクター「めいじろう」グッズのプレゼントもありました

新地町と明治大学の協定により、司書課程専攻生徒の司書業務研修を受け入れています。その中で、生徒さんたちが館内OPACを使った図書館クイズを作成しました。町の方々がクイズに答えながら図書館の利用の仕方や資料の調べ方を学ぶ企画で、好評を博しました。今夏には「明治大学公認サークルしんちーむ」と連携し、大学生活や学部紹介のパネル・図書展を行います。また、YAコーナーの常設も計画しており、常に各年代に合ったテーマを考えながら、読書推進事業を展開しています。

大人に対する事業としては、昨年度、県立医科大学病院内のがん相談支援センターとの連携により、館内にがんに関する図書コーナーを設置し、保健センターとの複合施設の強みを活かした「特別講演会」や「出張がん相談会」等を実施しました。また、季節の行事展のテーマを大幅に変更し、「土の恵み」・「100歳までいきいき生きる」・「福島ゆかりの作家たち」など、大人を対象とした展示を企画し、実施しています。今まで“子どもの読書推進に力を入れている図書館”として浸透している町民の図書館へのイメージを変え、全ての町民の“サードプレイス”として活用していただける施設を目指した図書館運営を心がけています。

## 福島県内大学図書館連絡協議会会則

制定 昭和60年2月28日  
改正 平成2年7月6日  
改正 平成5年7月9日  
改正 平成7年7月25日  
改正 平成12年7月14日  
改正 平成15年7月11日  
改正 平成16年8月6日  
改正 平成17年8月5日  
改正 平成18年8月24日  
改正 平成27年9月17日  
改正 平成29年7月20日

- 第1条 本会は、福島県内大学図書館連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。
- 第2条 協議会は、次の大学図書館及び福島県立図書館並びに福島工業高等専門学校図書館をもって組織する。
- 1 会津大学情報センター
  - 2 会津大学短期大学部附属図書館
  - 3 いわき明星大学図書館
  - 4 奥羽大学図書館
  - 5 郡山女子大学図書館
  - 6 桜の聖母短期大学図書館情報センター
  - 7 昌平図書館（東日本国際大学・いわき短期大学）
  - 8 日本大学図書館工学部分館
  - 9 福島県立医科大学附属学術情報センター
  - 10 福島学院大学図書館情報センター
  - 11 国立大学法人福島大学附属図書館
- 第3条 協議会は、加盟館相互の緊密な連携と協力により、図書館の施設、管理、運営などについての進歩、改善を図ることによって、地域社会の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、随時図書館に関する講習会の開催、その他必要と認める事業を行なうものとする。
- 第5条 協議会の総会は年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 開催地については、原則として福島地区、郡山地区、いわき地区、会津地区とし、1か年交代とする。
- 第6条 会務を処理するために、幹事館をおく。
- 2 当分の間、福島大学附属図書館を常任幹事館とする。
  - 3 第5条第2項における開催地区の加盟館の中から、協議によって、年度幹事館を選出し、年度幹事館は当該年度総会その他の事業運営を処理する。
- 第7条 本会の会計監査を行うために、会計監事をおく。
- 2 会計監事は、総会において常任幹事館及び年度幹事館を除く加盟館から1館選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 3 会計監事は、総会において監査結果を報告する。
- 第8条 協議会の事務局は、常任幹事館内におく。
- 第9条 協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。  
会費は年額5,000円とし、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則 この会則は、平成2年7月6日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年7月9日から施行する。

附 則 この会則は、平成7年7月25日から施行する。

附 則	この会則は、平成12年	7月14日から施行する。
附 則	この会則は、平成15年	7月11日から施行する。
附 則	この会則は、平成16年	8月6日から施行する。
附 則	この会則は、平成17年	8月5日から施行する。
附 則	この会則は、平成18年	8月24日から施行する。
附 則	この会則は、平成27年	9月17日から施行する。
附 則	この会則は、平成29年	7月20日から施行する。

(会則第7条についての申し合わせ)

常任幹事館においては、会計処理、記録保存などの総合的会務を処理する事務局機能を担当し、年度幹事館は、常任幹事館との密接な連携の下に、当該年度総会その他の事業実施事務を担当する。



---

福島県内大学図書館連絡協議会誌 第20号

令和元年（2019年）6月

編集 : 福島大学附属図書館  
編集協力 : 福島県立医科大学附属学術情報センター  
発行 : 福島県内大学図書館連絡協議会  
〒960-1293 福島市金谷川1番地  
福島大学附属図書館内  
TEL : 024-548-8082 / FAX : 024-548-2724

---